

岩手県介護ロボット等導入支援事業費補助金交付要綱

制定 平成30年5月28日付け長第253号
改正 令和2年11月25日付け長第1049号
改正 令和3年10月6日付け長第562号
改正 令和4年8月19日付け長第476号
改正 令和5年10月2日付け長第594号

(目的)

第1 介護従事者が継続して就労するための環境整備を図るとともに、介護サービスの質の向上を図るために、身体的負担の軽減や業務の効率化に資する介護ロボット又はICT（以下「介護ロボット等」という。）を導入する経費に対し、予算の範囲内で、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

(補助事業者)

第2 この補助金の補助事業者は、岩手県内で介護サービス事業所（以下「事業所」という。）を運営する者とする。

(補助金の交付の対象及び補助額)

第3 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、「地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する事業）における「管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業」の実施について」の一部改正等について（令和5年7月31日付け老高発0731第4号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）別紙1「介護ロボット導入支援事業実施要綱」（以下「国介護ロボット実施要綱」という。）及び別紙2「ICT導入支援事業実施要綱」（以下「国ICT実施要綱」という。）のほか関連通知に基づき行う次の事業を行う場合に要する経費とする。

(1) 介護ロボット導入事業 国介護ロボット実施要綱4(1)における介護ロボット機器を導入する事業

(2) 見守り機器の導入に伴う通信環境整備事業 国介護ロボット実施要綱4(2)における見守り機器を効果的に活用するために必要な通信環境を整備する事業

(3) ICT導入事業 国ICT実施要綱4及び5におけるICTを導入する事業

2 第1に規定する経費に対する補助率等は、別表第1のとおりとし、交付額は次により算出された額の合計額とする。ただし、補助対象経費ごとの算出額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 事業ごとに、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額と補助対象経費の実支出額を比較して少ないほうの額を選定する。

(2) (1)により選定された額に、別表第1に定める事業ごとの補助率を乗じて得た額と別表第1の事業ごとの補助基準額を比較して少ない方の額を交付額とする。

(交付の条件)

第4 規則第6条第2項の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業を行うために締結する契約の相手方及び関係者から、寄附金等の資金提供を受けてはならない。
- (2) 補助事業を行うために締結する契約については、県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効果的な運用を図らなければならない。

(軽微な変更)

第5 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。ただし、変更の前後において、補助金額が増額となる変更を除く。

- (1) 対象事業間の経費の配分の変更
- (2) 様式第1号別紙2に掲げる総事業費の30パーセントを超える増減
- (3) 導入する介護ロボット等の種別及び台数の変更
- (4) 導入方法（購入又はリースの別）の変更
- (5) 介護ロボット等の導入の方法がリースによる場合は、リース物件の内容又はリース期間の変更

(申請の取下げ期日)

第6 規則第8条第1項に規定する申請の取下げ期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(財産の処分に係る制限の期間)

第7 規則第19条第1項に規定する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数とする。

- 2 規則第19条第1項第2号に規定する機械及び重要な器具で知事が指定するものは、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械、器具及びその他の財産とする。
- 3 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させことがある。

(立入検査等)

第8 知事は、予算の執行の適正を期するため、補助事業者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 補助事業者は、補助事業の全部又は一部を委託により実施する場合において、当該委託の業務を行う者と契約を締結するに当たっては、知事は、予算の執行の適正を期するため、当該委託の業務を行う者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を附さなければならぬ。

(使用状況等の報告)

第9 補助事業者は、補助事業により導入した介護ロボット等の使用状況について、介護ロボット等導

入支援事業費補助金使用状況報告書（様式第5号）及び介護ロボット等使用状況報告（様式第5号別紙）を補助事業が完了した日の属する会計年度の3月末日までに知事に提出しなければならない。また、導入後3年間も同様に各年度の3月末までに提出しなければならない。

- 2 介護ロボットの導入及び見守り機器の導入に伴う通信環境整備を行った事業者については、導入年度の内容を導入翌年度に、厚生労働省が毎年度通知する方法等により、厚生労働省老健局高齢者支援課介護業務効率化・生産性向上推進室に導入製品の内容や導入効果等を報告しなければならない。
- 3 I C Tを導入した補助事業者は、補助事業により導入したI C Tの導入効果等について、導入年度の内容を導入年度及び導入翌々年度に、厚生労働省が毎年度通知する方法等により、厚生労働省老健局高齢者支援課介護業務効率化・生産性向上推進室に導入製品の内容や導入効果等を報告しなければならない。

（補助金の交付方法）

第10 補助金は、補助金の額の確定後に交付するものとする。

（書類の整備等）

第11 補助事業者は、事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、事業に係る収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業が完了する日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は第7に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

（消費税等仕入控除税額に係る報告等）

第12 補助事業者は、規則第4条の規定に基づき補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助金の交付の対象となる経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率（当該補助金の額を当該経費の額で除して得た率のことをいう。）を乗じて得た額をいう。以下同じ。）が明らかでないため、消費税等仕入控除税額を含めて補助金の交付の申請をした場合に、当該申請の後に当該消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、速やかに消費税等仕入控除税額報告書（様式第6号）により知事に報告しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助金の交付を受けた後に前項の報告をした場合には、当該報告による知事の補助金の命令を受けて、前項の報告に係る消費税等仕入控除税額を返還しなければならない。

（提出書類及び提出期日）

第13 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第2のとおりとする。

（補則）

第14 この要綱に定めるもののほか、事業実施に関し必要な事項は別に定める。

別表第1（第3関係）

区分	補助対象範囲	補助事業者	補助基準額(上限)	補助率
介護ロボット導入事業	<p>介護ロボット導入に要する備品購入費、使用料及び賃借料、需用費及び役務費とする（当該年度中に係る経費に限る）。ただし、導入の方法がリースによる場合は、3年以上のリース契約を締結するものとする。なお、交付決定前に契約を締結したものについても、当該年度中に係る経費は対象とする。</p> <p>以下は補助対象経費から除くものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 保険料 ② 携帯端末等のインターネット接続が可能な通信機器 ③ 機器のメンテナンスに要する費用 ④ その他本事業の趣旨から適当とは認められない費用 <p>※ 補助対象機器は、国介護ロボット実施要綱4(1)における全ての要件を満たすものとする。</p>	<p>次の要件を満たす事業所</p> <p>少なくとも見守りセンター、インカム・スマートフォン等のICT機器、介護記録ソフトの3点を活用し、従前の介護職員等の人員体制の効率化を行うとともに、利用者のケアの質の維持・向上や職員の休憩時間の確保等の負担軽減に資する取組を行うことを予定していること（※）。</p> <p>※ 既に導入している機器の活用も可能とするが、当該機器も含め介護ロボット導入等計画を作成すること。</p>	1機器当たり30万円。 ただし、移乗支援（装着型・非装着型）及び入浴支援を目的とする介護ロボットについては、1機器当たり100万円。	3／4
見守り機器の導入に伴う通	<p>見守り機器を効果的に活用するために必要な通信環境を整備するための次に掲げる経費とする（当該年度中に係る経費に限る）。なお、交付決定前に契約を締結したものについても、当該年度中に係る経費は対象とする。</p> <p>(1) Wi-Fi環境を整備するため必要な経費（配線工事（Wi-Fi環境整備のために必要な有線LANの設備工事も含む）、モデム・ルーター、アクセスポイント、シ</p>	<p>次の要件を満たす事業所</p> <p>少なくとも見守りセンター、インカム・スマートフォン等のICT機器、介護記録ソフトの3点を活用し、従前の介護職員等の人員体制の効率化を行うとともに、利用者のケアの質の維持・向上や職員の休憩時間の確保等の負担軽減に資する取組を行うことを予定してい</p>	1事業所当たり750万円	1／2

信 環 境 整 備 事 業	<p>システム管理サーバー、ネットワーク構築など)</p> <p>(2) 職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなどの効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカム（デジタル簡易無線登録型等のWi-Fi非対応型のインカムを含む。）</p> <p>(3) 介護ロボット機器を用いて得られる情報を介護記録にシステム連動させるために必要な経費（介護ロボット機器を用いて得られる情報とシステム連動可能な介護記録ソフトウェア（既存の介護記録ソフトウェアの改修経費も含む）、バイタル測定が可能なウェアラブル端末、介護ロボットを用いて得られる情報とソフトウェア間を接続するためのゲートウェイ装置等）</p> <p>※1 既に見守り機器を導入している場合において、見守り機器を効果的に活用するために必要な通信環境の整備を行う場合も対象とする。</p> <p>※2 介護ロボットのメンテナンスに係る経費及び通信に係る経費は補助対象経費から除くものとする。</p>	<p>ること（※）。</p> <p>※ 既に導入している機器の活用も可能とするが、当該機器も含め介護ロボット導入等計画を作成すること。</p> <p>上記以外の事業所</p>	1／2	
I C T 導 入 事 業	介護ソフト、情報端末、通信環境機器等、保守経費等、バックオフィス業務（業務効率化に資する勤怠管理、シフト表作成、人事、給与、ホームページ作成などの業務）のためのソフトの導入に係る経費とする（当該年度中に係る経費に限	<p>次の要件のいずれかを満たす事業所</p> <p>1 科学的介護情報システム（以下 LIFE という）標準仕様に準じて介護ソフトから出力された CSV ファイルを、LIFE の CSV 取</p>	1 事業所当たりの職員数に応じた次に掲げる基準額	3／4
			<ul style="list-style-type: none"> ・ 1名以上 10名以下 100 万円 ・ 11名以上 20名以下 160 万円 	

	<p>る)。ただし、導入の方法がリースによる場合は、3年以上のリース契約を締結するものとする。なお、交付決定前に契約を締結したものについても、当該年度中に係る経費は対象とする。</p> <p>※1 上記補助対象 I C T は、国 I C T 実施要綱 4 及び 5 の要件を満たすものとする。</p> <p>※2 每月支払を行う介護ソフトの利用料やリース費用、保守・サポート費用も対象とするが、対象となる期間は当該年度分（当該年度の 3月末までに係る経費）に限る。</p>	<p>込機能によりデータを提供している又は提供を予定していること（※1）。</p> <p>2 「ケアプランデータ連携システム」等を利用して、ケアプラン標準仕様に準じて出力された CSV ファイルにより、居宅サービス計画書等のデータ連携を行っている又は行うことを予定していること（※2）。</p> <p>3 文書量半減を実現させる I C T 導入計画となつていること（※3）。</p> <p>※1 LIFE への登録については、データ入力に係る負担を軽減する観点から、LIFE の CSV 取込機能を活用すること。</p> <p>※2 導入計画により具体的なデータ連携の内容、連携先、連携方法等を確認すること。なお、ここでいう「データ連携」は、公益社団法人国民健康保険中央会が運用する「ケアプランデータ連携システム」等のデータ連携サービスを利用して、異なる介護ソフトベンダーのユーザー間で居宅サービス計画書やサービス利用票のデータ連携を行う場合を想定しており、同一の介護ソフト</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・21名以上30名以下 200万円 ・31名以上 260万円 <p>※1 職員数には、訪問介護員等の直接処遇職員だけではなく、I C T の活用が見込まれる管理者や生活相談員等の職員も算入して差し支えない。</p> <p>※2 職員数については、申請時点における常勤換算方法により算出された人数（「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 37 号）第 2 条第 8 号等の規定に基づいて計算した人数とし、小数点以下は四捨五入するものとする。）</p> <p>するが、居宅を訪問してサービスを提供する職員（訪問介護員、居宅介護支援専門員等）及び管理者や生活相談員</p>
--	---	--	---

	<p>ベンダーが提供する介護ソフトユーザー間のみでデータ連携されるサービスは対象とならないこと。</p> <p>※3 導入計画により、半減させる文書の種類や具体的な枚数等が明示されていることを確認すること。文書の種類や効果検証の方法等については、「介護サービス事業所における ICT 機器・ソフトウェア導入に関する手引き Ver. 2」を参考にすること。</p>	<p>等の職員については、従事する職務の性質上、実人数（常勤・非常勤の別は問わない）としても差し支えない。</p>
上記以外の事業所		1 / 2

別表第2（第13関係）

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出部数	提出期日
規則第4条の規定による書類	1 介護ロボット等導入支援事業費補助金交付申請書 2 介護ロボット等導入支援事業計画書 3 I C T導入支援事業計画書 4 LIFEのCSV取込機能への対応状況確認書 5 最新版のケアプラン標準仕様への対応状況確認書 6 介護ロボット等導入支援事業費補助金所要額調書 7 見積書（写し） 8 導入する介護ロボット等のカタログ等 9 利用定員数がわかる書類 10 補助事業に係る収支予算書 11 その他知事が必要と認めるもの	様式第1号 様式第1号 別紙1-1 様式第1号 別紙1-2 様式第1号 別紙1-2-1 様式第1号 別紙1-2-2 様式第1号 別紙2	1部 1部 1部 1部 1部 1部 1部 1部 1部 1部 1部	別に定める
規則第6条第1項第1号、第2号及び第3号の規定により承認を受ける場合の書類	1 介護ロボット等導入支援事業費補助金変更（中止、廃止）申請書 2 交付申請の際提出した書類のうち変更のあるもの 3 その他知事が必要と認めるもの	様式第2号	1部 1部 1部	当該事業の変更（中止、廃止）を行う日の14日前まで
規則第13条第1項の規定による書類	1 介護ロボット等導入支援事業費補助金実績報告書 2 事業実績報告書 3 所要額精算調書 4 介護ロボット等導入支援事業費補助金請求書 5 見積書、納品書、請求書及び支	様式第3号 様式第3号 別紙1 様式第3号 別紙2 様式第4号	1部 1部 1部 1部 1部	当該事業が完了した日（規則第6条第1項第3号に規定する事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日）か

	払いがわかるもの（写し）		ら起算して 30
6	補助事業に係る収支決算書	1 部	日以内又は交付
7	事業実施の記録（写真等）	1 部	の決定を受けた
8	その他知事が必要と認めるもの	1 部	年度の 3 月 31 日のいずれか早 い日